

1 第6章 計画の推進のために

1 計画推進に当たっての考え方

この計画は、本県の産業界（企業・商工団体等）、研究・教育機関、行政（県・市町村）など、本県で活躍する様々な主体が、本県の目指す将来の姿を共有するための指針となるものです。

その実現のためには、それぞれの役割を分担しながら、密に連携して計画に基づく施策を推進していくことが必要です。

(1) 産業界（企業・商工団体等）に期待する役割

企業は、経済活動の中心であり、計画実現の牽引役として、中核的な役割を担うことが期待されています。特に本県商工業の大部分を占める中小企業・小規模企業は、地域産業の中核であるとともに、雇用の受け皿となるなど、本県産業の振興に大きな役割を果たしていることから、今後も社会経済情勢に柔軟に対応しながら、経営革新や新たな分野への進出など、意欲的な事業展開を図っていくことが期待されています。

また、企業は、法令順守や安全確保といった責務を果たすだけでなく、ワークライフバランスの推進、環境負荷軽減、グローバル化などの時代潮流に即した取組を積極的に展開していくことが求められています。

さらに、身近な支援機関である商工団体などは、東日本大震災を始めとした災害や新型コロナウイルス感染症の拡大により、厳しい経営環境にある中小企業・小規模企業に寄り添い、きめ細かな情報提供や経営・技術相談などに応じるとともに総合的な経済団体として本県の復興と地域全体の発展のため幅広い役割が期待されています。

(2) 研究・教育機関に期待する役割

大学等の研究・教育機関は、中小企業・小規模企業が自ら行う技術・研究開発を支援するため、研究の成果・技術シーズを移転する研究機関であるとともに、高度かつ専門的な技術や知識を有する人材育成機関として、大きな役割が期待されています。

また、本県の重点施策の柱として位置付けている成長産業・技術革新の振

1 興をするために研究・教育機関との連携が不可欠であり、広範囲の連携によ
2 り、経済発展に貢献する役割が期待されています。

3 (3) 行政の役割

4 ① 県の役割

5 県は、基本目標の達成を目指して、中小企業の振興や成長産業の育成・
6 集積など、この計画に掲げる施策を積極的に推進します。

7 施策の推進に当たっては、東日本大震災や原子力災害などからの復興
8 状況、グローバル化などの目まぐるしく変化する社会経済状況に迅速、柔
9 軟、的確に対応する一方、中長期的な視野にも立ち、産業界、研究・教育
10 機関、市町村等のさまざまな意見・提案や地域の実情を十分に反映させる
11 とともに、これらの主体とより一層連携し、また支援をしながら、その効
12 果的な推進を図ります。

13 また、中小企業・小規模企業の経営資源の確保が困難であることを考
14 慮するなど、その経営の規模及び形態に十分に配慮し、事業の持続的かつ
15 多様な発展を支援するとともに、事業の再開・継続の支援及び経営基盤の
16 強化、技術支援、立地企業との連携促進など、中小企業・小規模企業が活
17 動しやすい環境の整備及びコーディネート機能の充実を図ります。

18 さらに、広域的課題に対して隣接県などと連携して取り組むとともに、
19 必要に応じて国等に対して制度改革などを求めています。

20 ② 市町村の役割

21 市町村は、企業や住民の身近な行政機関として、地域の商工団体などと
22 連携を図りながら、きめ細かな情報提供や相談サービスなどの役割を担
23 うとともに、地域の復興と特色を生かした施策を推進することが期待さ
24 れています。

25 **2 計画の進行管理**

26 計画を着実に推進し、進捗管理を行っていくため、毎年度数値目標の達成状
27 況等を踏まえ、施策の効果を検証し、改善を行うP D C Aサイクルを実行して
28 いきます。

29 また、機動的かつ効果的な第三者評価を実施するため、福島県中小企業振興
30

1 審議会において、施策の点検・評価を行います。

2

3 **3 重点プロジェクトの展開**

4 福島県総合計画の重点プロジェクトとして位置づけられた「避難地域等復
5 興加速化プロジェクト」、「人・きずなづくりプロジェクト」、「産業推進・なりわ
6 い再生プロジェクト」、「輝く人づくりプロジェクト」、「豊かなまちづくりプロジ
7 ェクト」、「しごとづくりプロジェクト」、「魅力発信・交流促進プロジェクト」等
8 に基づき、特に重点的に施策の展開を図ります。